

事 務 連 絡

平成18年9月12日

都道府県学校薬剤師会会長 様

日本学校薬剤師会

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先般7月8日（土）秋田市で開催された理事会において、法人化については委員会を設置して検討すべきであるとの決議を受け、「法人化対策委員会」を設置しました。その後、これまでに3回の審議を重ね、このほど別紙（1）のとおり「日本学校薬剤師会法人化に関する趣意書」を取りまとめました。

つきましては、この趣意書を活用し役員会等で法人化についてご検討していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、平成16年7月21日付け日薬発第135号「日本学校薬剤師会事務処理等の移管について」及び平成16年12月21日付け日学薬会発第29号「日本学校薬剤師会事務処理等の移管について（回答）」（別紙2）を同封しますので、ご確認くださいませよう併せてお願いいたします。

（法人化対策委員会委員名簿）

杉 下 順一郎	樋 口 幸 男（委員長）
三 上 俊 一	中 野 信 利（副委員長）
小 川 善 雄	伊 沢 一 郎
築 城 敬 直	小野寺 一 晋
佐々木 吉 幸	小 菅 貞 男
白 石 美智子	水 野 勉
中 島 正次郎	山 下 富美子
原 留 淳 一	
松 永 康 男	
山 梨 秀 明	
田 中 俊 昭	

（追伸）この文書は、本会理事者及び代表者にも送付しておりますので、申し添えます。

日本学校薬剤師会法人化に関する趣意書

日本学校薬剤師会

法人化対策委員会委員長 樋口 幸男

1. 学校薬剤師会は何故必要か

- (1) 学校薬剤師（以下学薬という。）は、学校医・学校歯科医と基本的に異なる特質を備えている。
- (2) 学校保健法に基づき、学薬は学校の環境に関する検査、指導、助言を行うことになっている。
- (3) 学薬を担当する薬剤師は、学校医等と違って、課せられた業務が各々の生業の延長線上にない。
- (4) 学薬は、課せられた業務を遂行するために、共通の理解と認識を修得する土俵が必要であったし、その土俵を有効に機能させることが、公人・学薬としての社会的責務でもある、という認識に学薬組織の存在は立脚している。

2. 日本学校薬剤師会（以下日学薬という。）の法人化がなぜ必要か。

そしてその目的は何か。

- (1) 日学薬の法人化は日学薬の課題であって、各都道府県の学薬組織に影響するものでなく、国の段階での交通整理を意図するものである。会費は現状のままで、値上げする必要はない。
- (2) 日本薬剤師会は屋組む行政を担当する厚生労働省の認可団体であり、日学薬は文部科学省に直結するもので、所管を異にしている。
- (3) 文部科学省が日学薬に諮問又は事業委託する場合、人格のない日学薬は財団法人日本学校保健会を通じて該当する諮問に応え、或は事業を委託されてきた。法人格を持つ他の関係機関を通じてしか公式に文部科学省と交渉の場に着くことができなかったのが現状である。
- (4) 学薬制度発足以来70年余の歴史を経た現在、学薬をライフワークとしてきた薬剤師を叙勲のかたちで顕彰することが困難である。褒章までは可能であるが、たとえ学薬としての永年勤務と役職の経歴があっても、任意団体の役職は対象外とされる現状にある。公的には一私人の学校薬剤師会に過ぎないのである。

- (5) 社会環境が年々厳しく俎上にある現在、教育基本法の中での学薬業務拡充が必須であることを視野に入れるとき、文部科学省の諮問機関として日学薬の法的条件を整備することは、時代の要請に添うものである。諮問される課題は多岐にわたると予測される。日学薬が現在までに果たしてきた歴史的実績を踏まえて、直接その立案に参画する為の足場を自ら拓き、社会のニーズに応えることは当然の責務であろう。
- (6) 日学薬を法人化し、国等が開かれた窓口として機能させることは、都道府県の学薬組織にとって利益こそ担保されても、不利益は些かも考えられないのである。都道府県学薬組織は日学薬の傘下に入るものであるからである。
- (7) 社会に拓かれた公的窓口としての学薬事業を磐石の礎の上に構築することで、日学薬は、今、将来の薬剤師像を社会に根づかせ高い評価をかちとろうとするものである。
- (8) 情緒的法人化反対論はこの際払拭して、薬剤師像を社会にどう確立するか考えるとき、薬剤師は総力を挙げて日学薬の法人化に賛同し、その実現を期する可きであろう。

日薬発第135号

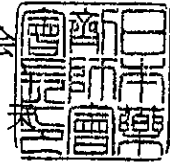
平成16年7月21日

日本学校薬剤師会

会長 杉下 順一郎 殿

社団法人 日本薬剤師会

会長 中西 敏



日本学校薬剤師会事務処理等の移管について

冠省 従来、日本学校薬剤師会の会務に関わる事務処理等は、日本薬剤師会において行ってきました。しかしながら、諸般の事由により別添記載のとおり、貴会に係る事務処理等につきまして貴会に移管しますので、この段お届けいたします。

草々

別添

平成16年7月21日

日本学校薬剤師会事務処理等の移管について

標記の件につきましては、すでに昨年から日本学校薬剤師会に口頭で度々お願いしているところではありますが、今般、貴会杉下会長より文書の提出を求められましたので、本書をもって連絡いたします。

日本学校薬剤師会の会務運営に関わる諸業務は、かねてより日本薬剤師会（以下、「日薬」という）が代行して参りました。今回この代行を取り止め、総ての業務を貴会に移管することにいたしました。

移管の事由は、独立した団体である貴会の会務を代行することが、日薬の事業として適当でないことに加え、日薬業務の事務処理等の過飽和状態の適正化と財政状態の改善を意図したためであります。

貴会との経過は逐一、日薬正副会長常務理事打合会において報告してきましたが、最近会務運営上の問題点として早急の改善を望む声が出して参りました。事態が切迫しつつあるため至急の展開を願っております。

移管に伴い、暫時の間、日薬の事務所内に事務机等を設備して、貴会職員等で貴会会務の事務処理等ができる様に、即刻準備いたします。

貴会におかれましても、事情ご賢察の上、早急に移管事項の受取りのご手配をなされるよう、特段をお願いするところであります。

末筆ながら、貴会並びに学校薬剤師各位の活動に深甚の敬意を表すると共に、今後の業務の一層の充実とご発展を祈念して擲筆いたします。

社団法人 日本薬剤師会

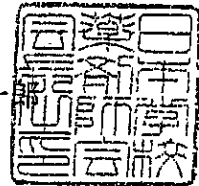
会長 中西 敏 夫



日学薬会発第29号
平成16年12月21日

社団法人日本薬剤師会
会長 中西敏夫 殿

日本学校薬剤師会
会長 杉下 順



日本学校薬剤師会事務処理等の移管について（回答）

日薬発第135号（平成16年7月21日付）の標記の件について、日本学校薬剤師会は鋭意検討を重ねて参りました結果、事務処理につきましてはご指摘の通り、下記のように移管を受諾することといたしましたのでご報告いたします。

また、学校薬剤師活動は薬剤師の本質的活動であり、長年の歴史的背景があること等を十分ご考慮いただき、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1. 日本学校薬剤師会は、日本薬剤師会事務所内にご用意いただく事務机等を借用し対応いたします。
2. 事務職員は当会にて雇用いたします。
3. 事務用機器等、消耗品その他につきましては、従前通りご高配をお願いいたします。

その他につきましては協議し、円滑な運営を目指します。

但し、これらの事務処理に必要な経費の捻出は、現状会費の中では無理であります。貴会が早急に対応をお求めになられます理由は理解できますが、会費の値上げは総会の議決事項でありますので、前述の事務処理移管は、平成17年4月開催予定の総会以降にご猶予賜りたく、特段のご高配をお願いいたします。

以上